

重要

平成18年1月吉日

オークション規約書類規程改定のお知らせ

株式会社ジェイ・エー・エー

ジェイ・エー・エーでは平成18年2月1日よりオークション規約書類規程を一部改定させていただきますことと致しましたのでお知らせいたします。

今回の書類規程改定に伴いご出品をいただく際、従来より長い譲渡書類有効期限が必要となる場合がございます。また、お買い上げいただきます車輛に名義変更の期限が指定されている場合もございます。

会員の皆様におかれましては改定内容を充分にご理解いただき、オークションへのご参加を賜りたくお願い申し上げます。

尚、新書類規程は平成18年2月1日以降開催のオークションの出品車輛に適用致します。平成18年1月31日以前開催のオークションの出品車輛につきましては旧書類規程を適用させていただきます。

1. 改定ポイント

成約車輛の譲渡書類有効期限及び名義変更期限を中心に書類規程第1条、第2条、第3条、第5条、第8条を改定致します。

詳しくは皆様にお送り致しました新書類規程をご確認下さい。

主な改定内容

	新書類規程 (2月1日以降の開催分出品車輛に適用)	旧書類規程 (1月31日以前の開催分出品車輛に適用)
譲渡書類有効期限	開催日翌月末日以上	JAA 書類到着時点で1ヶ月以上
名義変更期限	開催日翌月末日まで	JAA 書類到着後45日または書類有効期限のいずれか短い方

但し、別途条件を満たした場合に限り譲渡書類有効期限及び名義変更期限が短縮される場合があります。

2. 譲渡書類有効期限を満たさぬ車輛の出品

平成18年2月1日の書類規程改定後、譲渡書類有効期限が規程に定める期限を満たさぬ車輛については、以下の条件を全て満たすことにより出品が可能です。

譲渡書類の有効期限を満たさぬ車輛の出品条件

- 譲渡書類の有効期限がオークション開催日を起算日として22日以上であること(注1)
- 出品票へ譲渡書類の有効期限を名義変更期限として記入していること
- オークション開催日より8日以内にJAAに譲渡書類を提出すること(注2)

注1 期限がオークション開催日を起算日として21日以内の場合は出品票への記入をされても無効となります。

注2 譲渡書類の提出が期限を超えた場合、その譲渡書類は不備書類となり、完備書類としての受付は行いません。

3. 名義変更期限の指定

今回の書類規程改定により以下の条件を全て満たす場合に限り、出品店にて開催日翌月末日より前の名義変更期限の指定が可能となります。

出品店による名義変更期限の指定条件

- 名義変更期限がオークション開催日を起算日として22日以上であること(注1)
- 出品票へ名義変更期限を記入していること(注2)
- オークション開催日より8日以内にJAAに譲渡書類を提出すること(注3)

注1 期限がオークション開催日を起算日として21日以内の場合は出品票への記入をされても無効となります。

注2 当面の間は出品票の書類期限欄に記入いただきます。

注3 譲渡書類の提出が期限を超えた場合、その譲渡書類は不備書類となり、完備書類としての受付は行いません。

4. 名義変更届出期限

落札車輛の名義変更を名義変更期限内に完了していただき、以下の名義変更届出期限内に車検証の写し、またはこれに準ずるものを郵送またはFAXにて届出るものとします。但し、FAXでの届出の場合には落札店の責任においてJAAに受領の確認をいただくことが必要です。JAAでは到着を確認した時点で名義変更完了と致します。

名義変更期限	名義変更届出期限
名義変更期限が開催日翌月末日までの場合	開催日翌々月10日まで
名義変更期限が指定されている場合	指定の名義変更期限より10日以内

尚、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせ願います。

業務管理部書類チーム TEL03-3878-1192

つくば事業部事務チーム TEL029-841-7773

平成18年1月

会員各位

株式会社ジェイ・エー・エー

自動車税預り金額変更のお知らせ

先般ご案内いたしました平成18年2月1日のオークション規約書類規程の改定に伴い、平成18年2月開催分車検付成約車輛（軽自動車を除く）の落札された方よりお預かりする自動車税額（預かり月数）を従来の13ヶ月分より1ヶ月分とさせていただくことと致しましたのでお知らせいたします。

18年2月開催分自動車税預り金額（月数）

変更後	現行
1ヶ月分	13ヶ月分

落札店の皆様へのお願い

今回の書類規程改定により、平成18年2月開催分成約車輛の名義変更期限は最長で3月31日までとなります。落札店の皆様におかれては、必ず名義変更期限を厳守され、今年度内に名義変更をいただきたくお願い申し上げます。
万一、名義変更が4月以降にずれ込んだ場合には落札された方に名義変更遅延ペナルティーに加え、以下の来年度分自動車税相当額をご負担いただくこととなりますので充分にご注意下さい。

落札された方に負担いただく自動車税相当額

名義変更の形態	負担自動車税相当額	備考
移転登録	12ヶ月分	移転登録都道府県、登録の月に関わらず
抹消登録	1ヶ月分（4月に抹消登録の場合）	5月以降の抹消登録の場合には4月を起算として抹消登録月までの月割金額

尚、詳細につきましてご不明な点がございましたら

業務管理部書類チーム 03-3878-1192

つくば事業部事務チーム 029-841-7773 までお問い合わせいただきたくお願い致します